

# 島根大学における留学生受け入れ体制の整備へ向けて

中 園 博 美

## 1. はじめに

国立大学の法人化を前に、平成14、15年度には駆け込み的に各地の大学に省令施設としての「留学生センター」が設置された。島根大学と留学生数がさほど変わらない大学にも設置されていく中、中国・四国地方ではついに本学だけが省令センターを有さないことになった<sup>1</sup>。つまり本学においては、留学生教育に携わる専任教官の増員について、早期実現がより一層困難になったといえるが、このような状況にあって今後、大学としてはどのような留学生の受け入れ政策をとっていくのか。本稿では、その基礎的な資料として、本学留学生の概況の分析を行い、そこから見えてくる現在の問題点や今後の課題を、特に日本語教育担当者の立場から考察した。

## 2. 島根大学留学生の概況

本学では、昭和54年（1979年）にはじめての留学生を受け入れて以降、その数を次第に増やし、平成15年（2003年）10月には166名を受け入れるまでになった。以下にその数的、質的な面について分析する。

### 2-1. 留学生数の推移

図1のグラフを見ると、昭和54年から昭和63年までの10年間の留学生数は微増であったのが、平成元年から平成9年にかけての次の10年間には飛躍的に増加していることがわかる。しかし、約160名程度で頭打ちとなって、それ以降の5年間は伸び悩んでおり、平成15年10月の島根医科大学との統合を経てもその数は200名には到底達しない状況にとどまっている。これを我が国の受け入れ留学生数の推移（図2）に照らし合わせてみると、全国的な変動とは異なる推移をたどっていることがわかる。

(人)

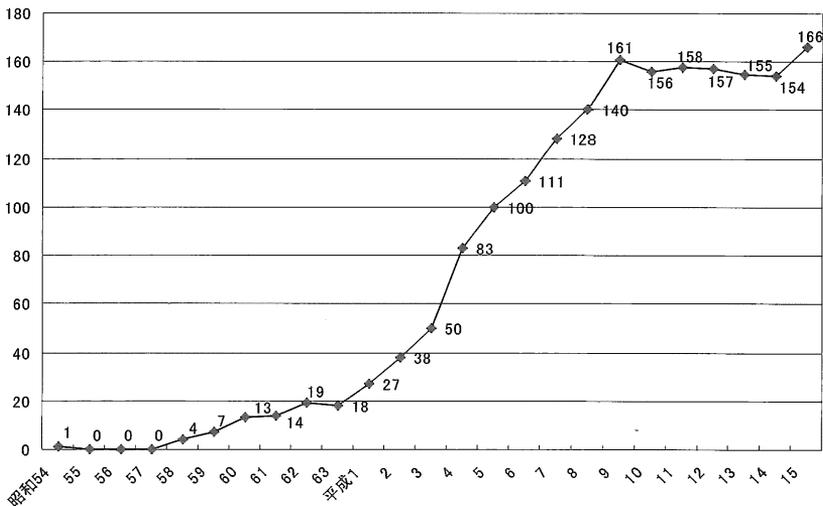
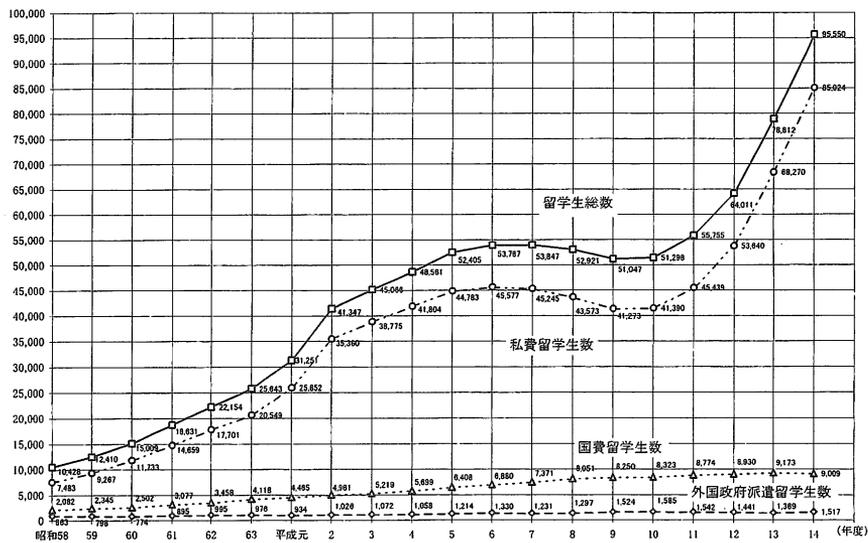


図1 島根大学留学生数の推移<sup>2</sup>

(人)



(注) 外国政府派遣留学生は、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、アラブ首長国連邦、クウェイト、ウズベキスタン、ラオス、ヴィエトナム、カンボディア及び大韓民国の各国政府派遣留学生である。

図2 我が国の受け入れ留学生数の推移<sup>3</sup>

昭和58年（1983年）にいわゆる「留学生10万人計画」が打ち出され、積極的な受け入れ政策がとられてきた結果、それ以降、平成元年あたりまで日本の留学生数は急上昇した。しかしバブル経済崩壊後、日本経済が長期低迷に入ったことも影響して、留学生数は5万人程度で足踏みし、一時は減少も見られたが、留学生受け入れの積極政策は引き続き堅持・再編され、平成10年からは再びその数を順調に伸ばしてきた。そして平成14年5月には9万5,550人に達し、本年度中にも目標の「10万人」が達成されると見込まれている。島根大学の留学生数の推移はこの全国的な推移とは正反対で、全国的な低迷期に順調に数を伸ばし、全国的な受け入れ留学生数が持ち直したところで低迷期に入り、現在に至っている。これがどのような要因によるものなのか、以下で分析する。

## 2-2. 出身国別に見た留学生

島根大学留学生を出身国別の観点から見ると、中国が常に最も大きな割合を占めており、平成4年度以降には多い時で約60%、少ない時でも約45%を占めている（図3参照）。この点については全国的な傾向と変わらない。また、中国からの留学生数の変動が、全体的な留学生数の伸びに影響するという点も同様で、島根大学の留学生数が伸び悩みはじめた平成9年以降を見ると、中国人留学生数が横ばいになっており、全体数も同じような推移をたどっているといえる。

全国的な傾向と異なる点は、中国に続いて大きな割合を占める出身国についてである。島根大学では毎年30カ国近い国々からの留学生を迎えているが、その留学生たちの出身国の中で、中国の他に大きな割合を占めている国がない。全国的に見ると中国に続いてるのは韓国だが、本学留学生の出身国にその傾向は顕著に見られない。近年では韓国よりもむしろ、バングラディシュが第2位を占めているのが特徴的だが、その割合は約10%程度で、45~60%を占める中国に比べれば、それほど大きな割合とは言えない。その他の国からの留学生数は毎年変動も多く、その人数は一桁の推移にとどまっている。

(人)

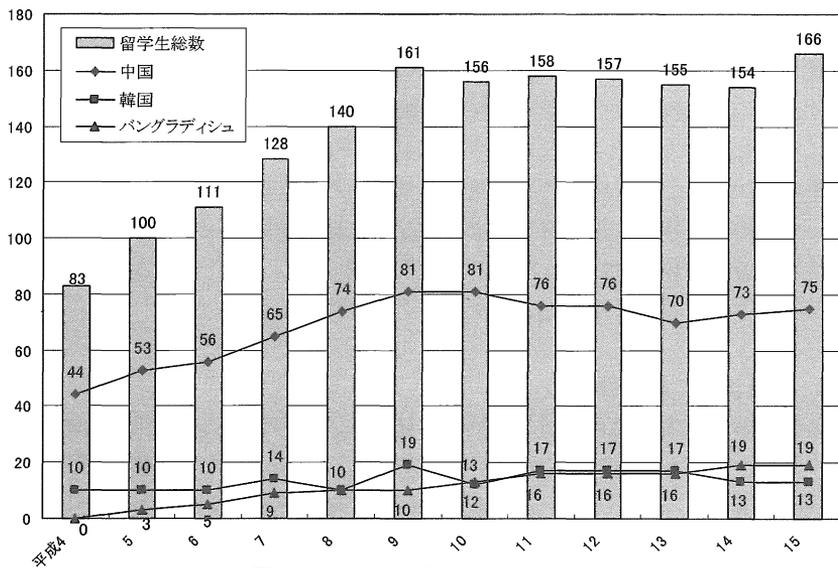


図3 上位出身国別留学生数の推移

### 2-3. 国費留学生と私費留学生

島根大学における国費留学生と私費留学生の割合は、平成15年10月1日現在、国費留学生約42%、私費留学生約58%であるが、これは全国的な傾向とは異なっている。全国的には国費留学生の割合が極めて低く、約10%である（図2参照）。本学においては、留学生全体の半数にもせまる割合の国費留学生を受け入れているわけであるが、この点は、受け入れ留学生の特徴のひとつとして、大学の留学生施策を考える際、念頭におく必要があるだろう。

#### 2-3-1. 国費留学生の出身国

平成15年10月1日現在、島根大学には29カ国からの留学生が在籍している（巻末資料参照）。そのうちの22カ国から国費留学生が来ており、それらの国々はアジア、欧州、中南米、アフリカ、と世界的に広く分布している。また、22カ国のうち、私費留学生がまったく来ていない国、つまり国費留学生だけが来ている国は11カ国で、うち1カ国1名が来ている国は10カ国である。以上のことから、島

根大学の留学生出身国の多様さは国費に支えられているとあってよいだろう。またこのことは、多様な文化背景の留学生が在籍していることを意味する。

様々な国から国費留学生を受け入れているということは、それだけ多様な文化背景の留学生が在籍しているということで、大学として留学生への対応・施策を考える際、全体を単に「留学生」と一括しては考えられないことを示している。

### 2-3-2. 国費と私費の推移

私費および国費留学生数の推移（図4）をみると、従来、国費留学生の割合がやや高かったのが平成7年（1995年）に逆転し、それ以降、私費の割合が高くなり、その数も順調に伸びていっている。しかしながらそれも平成9年（1997年）以降は停滞し、私費留学生数が増えないことが全体数の伸び悩みと連動していることが読み取れる。2-3. でみた国別による分析と合わせて考えると、島根大学にとって、留学生数の変動は「中国人留学生」及び「私費留学生」が鍵を握っているといえそうだ。

（人）

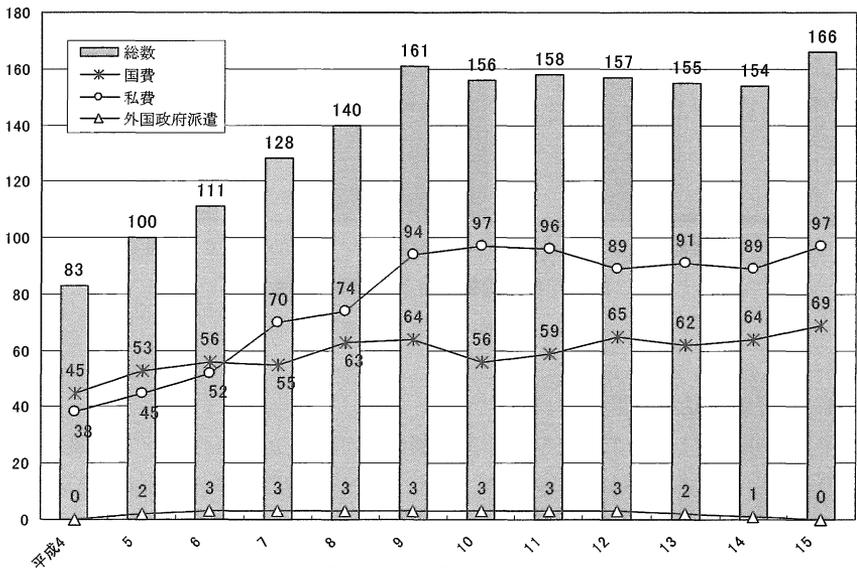


図4 私費および国費留学生数の推移<sup>4</sup>

### 2-3-3. 身分別にみる私費および国費留学生

私費留学生と国費留学生を身分別に見てみよう（下図5参照）。学部生（正規生）においては圧倒的に私費が多く国費は少ない。国費であることは稀であるともいえる。反対に大学院生（正規生）では国費の割合がやや高いが私費も45%となっており、どちらかに極端に偏った傾向はない。非正規生については私費の割合は高いものの、学部生ほどの高い割合はなく、私費70%、国費30%である。

ひとくりに非正規生とされるが、科目等履修生（学部／大学院）、研究生（学部／大学院）、特別聴講学生（学部／大学院）、特別研究学生（大学院）の各種身分を有する留学生に分かれており、その背景は多様である。この点について、次にもう少し詳しく見ていくことにする。

(人)

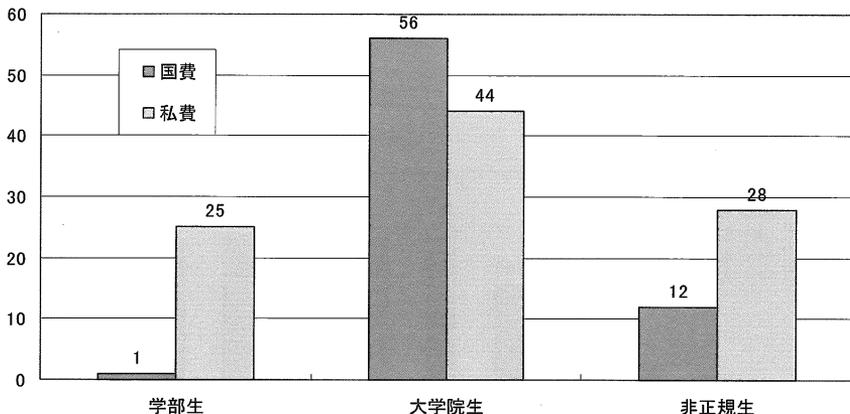


図5 身分別私費および国費留学生数

(平成15年10月1日現在)

### 2-4. 身分別に見た留学生

平成15年10月1日現在の留学生を身分別に見てみると、右のグラフ（図6）のようになっている。正規生が約76%・非正規生が約24%、さらに正規生のうち学部生が約20%・大学院生が約80%という状況である（グラフの中の数値は全体に対する割合）。

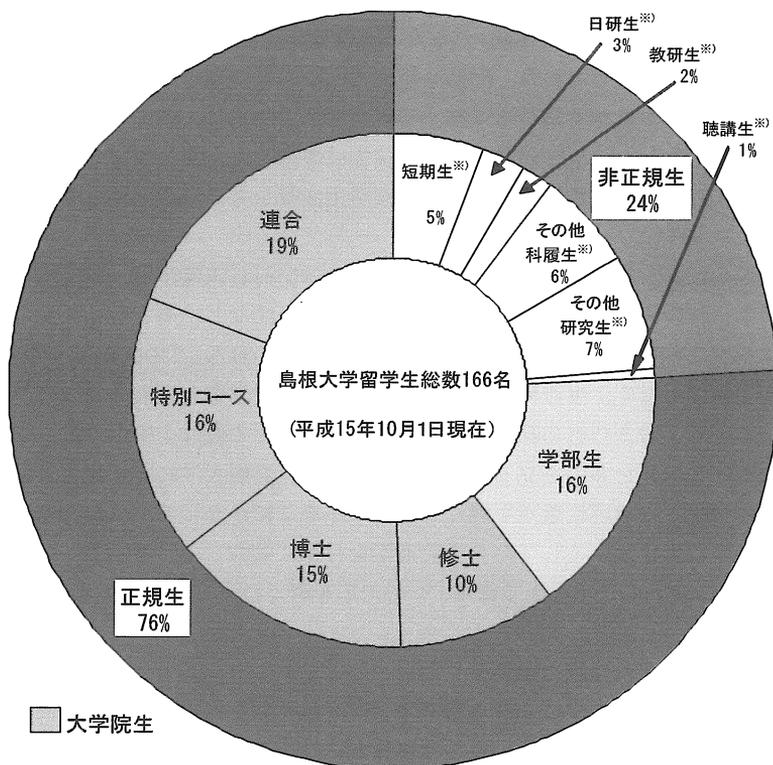


図 6 身分別島根大学留学生

(平成15年10月1日現在)

- ※短期生 = 短期留学推進制度に基づく大学間交流協定校からの留学生 (島大での身分は特別聴講生または研究生)
- 日研生 = 日本語・日本文化研修留学生 (島大での身分は科目等履修生)
- 教研生 = 教員研修留学生 (島大での身分は研究生)
- その他 科履生 = 上記以外の科目等履修生
- その他 研究生 = 上記以外の研究生および特別研究生
- その他 聴講生 = 上記以外の特別聴講生
- 特別コース = 総合理工学研究科および生物資源科学研究科特別コース 大学院生
- 連合 = 鳥取大学大学院連合農学研究科大学院生

学部生の出身国は、中国、韓国、マレーシアの3カ国のみで、学部生の75%が中国出身である(巻末資料参照)。また、大学院生は島根大学留学生のうちもっとも大きな割合を占めており、60%を超えているのも特徴である。

学部生と大学院生が所属する学部、学科を理系と文系に大別すると、学部生は理系・文系がおおよそ半々の割合、大学院生は理系92%、文系8%で圧倒的に理系が多い。これらの特徴は、大学として留学生施策を考える際、考慮すべきことだろう。

非正規生は2-3-3.で述べたようにその中で身分が科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生の4種あり、さらに留学目的などの違いも加味すると図6のグラフに示したように細かい種類の学生に分けられる。この非正規生のうち、国費留学生でもなく、また何らかの奨学金も得ずに大学または大学院への進学準備をしていると考えられる私費留学生は約50%で、その数は全留学生数の約10%にあたる。この数を多くと見るか少ないと見るか、島根大学に「正規生として入りたい」学生への対応に重点を置くかどうかがかそこにかかってくるだろう。国費留学生の中にも正規生としての大学院進学を目標に勉強している学生がいることを考えると、それら「正規生予備軍」への対応を軽くは考えられないように思う。

### 3. 留学生受け入れ体制について

白土(1993)は、大学における留学生受け入れ体制を構成する二側面には、教育体制と事務体制があり、そのうち教育体制には次のような四領域があると述べている。

#### (1) 専門分野の教育指導

(担当: 指導教授、および学部配置の専門教育教官)

#### (2) 日本語教育

(担当: 日本語予備教育担当教官、および日本語・日本事情担当教官)

#### (3) 心身症・神経症・精神病等の治療

(担当: 保健管理センター等の精神科医・心理カウンセラー)

#### (4) 留学生指導〔修学上・生活適応上の問題に対する助言・援助〕

(担当: 留学生指導担当教官)

本稿の筆者は、日本語・日本事情担当教官の立場にあり、主に学部留学生およ

び科目等履修生が受講する日本語教育にあたっている。したがって、大学院生が半数以上を占めている本学の留学生全てを知っているわけでは無論ないのだが、日本語教育を通じて様々な留学生に接する機会も多く、そこで日本語学習以外の問題について相談を受けることも少なくない。その相談内容は様々で、履修上の問題、専門講義に関する問題、指導教官・講義担当教官との関係についての問題、日本人学生との関係についての問題、経済的な問題、家族に関する問題、留学生同士の問題、心の問題、などがある。

これらの問題は、毎日持ちこまれるような相談ではないが、その内容は白土が示す上記(1)~(4)に広くわたるもので、その都度できる範囲で個別に相談にのってはいえるものの、真に責任ある対応をとろうとするならば、単なる日本語教育の担当者が片手間にできることではない。また、個別対応では応じきれない、大学が組織として対応することが必要だと思われる相談も多い。

留学生センターが設置されている大学ならば<sup>5)</sup>、留学生指導の担当部門が、「留学生の教育・研究上あるいは社会生活への適応上の悩みに関する指導・相談」業務を担当しており、留学生はそこへ相談を持ち込むことができる。しかしながら本学では、留学生からの相談に対し組織的に対応する体制は整っておらず、悩みを抱えた留学生は指導教官他、自ら個別にどこかに相談をもちかけ解決していると思われる。しかし適当な解決策が見つからず、未解決のままになっている場合もあるだろう。

以下では、今後、島根大学が受け入れ体制を整備していく際、特に重要な柱となるであろう上記(1)、(2)、(4)について、特に日本語教育担当の立場から考察する。

### 3-1. 専門分野の教育指導体制

丸井(1994)によると、留学生に対する指導において、研究の進め方や教室運営などが絡むような、解決が難しい教育上の問題が生じることが多くなっており、それは研究室や留学生のための相談室だけでは解決できないこともあるという。本学でも、留学生の教育上の指導は専門分野の指導教官に任されているのが現状であり、また「留学生のための相談室」のようなものは特別に用意されていない環境なので、トラブルが発生しているとしても表面化しにくい。また、留学生指導の専門家ではない指導教官には、問題の性質によっては対応しきれないものもあると思われ、教育上の問題も、組織として対応できる体制の整備が必要である。かつて筆者のところに、指導教官と自分の専門の微妙な違いから発生している問

題についての相談をもちかけられたが、この手の相談には個人では対応しきれない。

他に、教育言語に関する問題がある。専門を学ぶことを目的として島根大学に留学してきたはずなのに、日本語能力が十分でないことがしばしばある。専門分野の教育・研究を英語など他言語で行えるなら問題ない。しかし、日本語のレベルが入門、あるいは学習歴ゼロで「研究生」として受け入れられているケースがあり、そのようなレベルでは、限られた時間内に留学目的を達成することは到底できない。指導教官が専門の指導・教育を行いたくても、それは不可能である。現在、島根大学において入門、初級レベルの日本語教育体制はまだ十分に整っていない。そのため、このようなケースを未然に防ぐ対応が必要であり、受け入れ責任がある指導教官は、その留学生の日本語レベルが十分に留学目的に見合うものなのか確認しておく必要がある。これは、個別的な対応と言えるが、もし大学が、日本語能力が低くても専門性の高い学生であれば受け入れる方針をとるなら、その留学生が専門と並行して日本語の勉強も進めていけるように、組織的な対応として初級日本語教育の体制を強化する必要がある。この点については、専門教育を受け持つ教官と、日本語教育担当者との連絡、連携も不可欠であると考える。

### 3-2. 日本語教育体制

現在、島根大学には日本語の正規授業は学部留学生レベル、すなわち日本語能力試験1級程度レベル（実際には中上級～上級レベル）のクラスが各学期4コマあるだけである。他には、単位の出ない日本語補講を各学期、主に入門～初級レベルで2コマ程度開講している。つまり、島根大学には中級レベルの授業が特に未整備であるといえる。

2. で見たように、留学生の背景は非常に多様であり、そのことは来日時の日本語能力、必要とする日本語能力も多様であることを意味する。留学生受け入れ体制の重要な柱の一つが日本語教育である以上、その整備は急務である。日本語教育体制の整備は、もちろん在籍中の留学生へのサービスの教育を充実させる面もあるが、それと同時に、多様な留学生に対応する可能性を広げるものであり、特に正規生予備軍、および大学間交流協定校からの短期留学生の受け入れ数を伸ばそうとするのであれば、優先的な課題となろう。中でも急がれるのはレベル別、目的別にクラスを増設することであるが、限られた人材、予算でどう対応するか、あるいはできるかは、従来からの課題である。

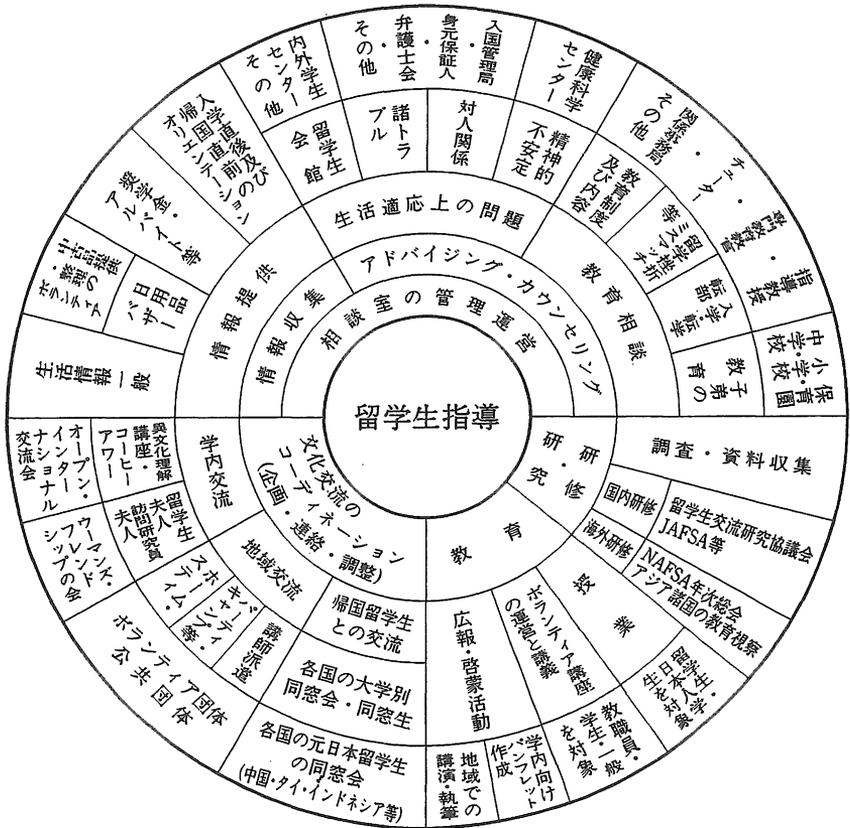
留学生の半数以上を占める大学院留学生についてだが、彼らは英語で勉強・研究を行い、日本語ができなくても学位をとれる環境にある場合も多い<sup>6</sup>。しかしながら、大学院留学生から受ける日本語に関する相談によってもわかるが、「サバイバル日本語」や「生活日本語」の必要性は低くない。たとえ初級レベル程度でも、日本語ができるかどうかは、研究室の外の日本人を含めた人間関係を広げたり、学外の生活を充実させたりするためのキーポイントであり、実際、大学院留学生をみていると、日本語能力のあることによるメリットは大きいようである。しかしながら、最も大切なのは学位取得のための勉強、研究であり、日本語学習に割ける時間が多くないことは容易に想像がつく。また、そのような時間があるなら研究せよ、と日本語学習に理解のない指導教官が言うこともあるという話は島根大学でなくともしばしば聞く話である。

一方で、日本語で学位論文を書かなければならない留学生から日本語の表現技術面の相談を受けることがあり、上級日本語、あるいはアカデミック・ジャパニーズというものに対するニーズが少なからずあるようだ。本人達はそれなりに「日本語論文の書き方」を勉強したとは言うものの、決して十分な力を身につけているようには見えないことが多く、指導教官ともども、論文完成までには苦労が大きかろうと思う。学部留学生も、卒業論文、あるいはそれに類する研究論文を書かなければならないので、「論文を書く」という特定のスキルを学べるクラスも必要性が高いのではないかと考える。

それぞれの身分の留学生に対する日本語教育の内容、時期、期間はどうかあるべきなのかという点については、さらに詳細なニーズ調査を行い、将来的に大学としてどのような留学生の受け入れに力を入れていくのかも明確に方向づけた上で、計画・整備していく必要があるだろう。

### 3-3. 留学生指導体制

従来、留学生数200～500人以下に1人、501人以上に2人を措置するというのが一応の目安になっていた「留学生指導担当教官」だが（白土1993）、その職務内容は非常に多岐にわたり（図7参照）、職務範囲がどこまでかについては学内においてさえ一様でないという。また、留学生指導担当教官の必要性について、留学生数が少ない大学では認識され難いともいい、島根大学においても恐らくその専門職性について、あるいは「留学生指導」とは何であるかについて、十分に認識されていないかもしれない。



実際の活動及び関係者 ← 留学生指導における職務範囲 → 実際の活動及び関係者

図7 留学生指導体制の全体構想

(白土1993, p. 80より。「九州大学留学生センター留学生指導部門の例を中心に」)

本学で留学生指導に関する業務をおこなっている部署のひとつは、留学生センター（学内措置）の「留学生相談指導・支援部門」である<sup>7</sup>。そこでは見学旅行、留学生交流会、新入生オリエンテーション、文化施設見学等の、企画・実施を行っている。しかしながら、そのような部門で中心的な役割をはたすはずの専任「留

学生指導担当教官」が本学にはいない。そのため、留学生の指導教官などとして留学生教育を行っているものの、留学生教育には関連しない専門をもつ教官が部門員として業務を担当している。また、部門員は年度ごとに変動があるため、どうしても、積極的な留学生指導を行うのは難しい状況にある。また、センターの他に、留学生の指導教官、留学生系の事務官、受け入れ研究室、日本人チューター、留学生同士または日本人の友人・知人、あるいは学外の国際交流関係機関やボランティアの方々、などが広く留学生指導にあたる具体的な活動を行っていると思われる。しかしながら、それぞれの間に組織的な連携がないので、対応が効率的に行われているとは考えにくい。

今後は、学内外のどこで、どのような留学生指導が、誰によってどう行われているのか、また、その際何か問題は起こっていないのかということもあわせて調査し、効率のよい指導を組織的に行える体制を整えるべきではないかと考える。白土（1993）は、留学生指導の実践について、大学の方針、留学生の規模、担当者の専門能力、地域の問題意識と協力体制などが大きく影響し、留学生数が少ないからこそできることもあれば、多いから改革できることもあると述べている。「留学生数が少ないからこそできる改革」、それを模索することこそ、島根大学が特色ある国際交流を行っていくためにも必要なのではないだろうか。

#### 4. おわりに

受け入れ数の面から見ると、島根大学は政府の「留学生10万人計画」にはさほどの貢献ができなかったといわざるを得ないが、10万人達成後は、日本の留学生受け入れ政策は「数」から「質」への転換が図られていくと思われる。もはや、「数」を増やすことばかりにとらわれることもない。質重視の受け入れ体制の整備こそが重要であり、数はその結果に反映されるものであろう。

留学生を受け入れるということは、留学生と日本人学生がともに学ぶ教育機会が生じているということでもある。目的意識も学習意欲も高い留学生から、日本人学生が受ける刺激は小さくない。よい影響を与え合い、ともに学べる教育環境は大学の国際化にもつながる。そのためには、留学生受け入れの入り口（来日）から、出口（帰国）までをカバーする、一貫した体制整備が不可欠であることは明らかであろう。法人化を平成16年度に控え、これからの厳しい情勢の中で、島根大学にとって本当に必要な、あるいは受け入れたいのはどのような留学生なのか、今一度確認することが肝要ではないだろうか。

注)

- 1 平成14年度は山口大学、徳島大学、愛媛大学、平成15年度は香川大学、高知大学、鳥取大学に設置。
- 2 『国際交流しまね』（島根県留学生等交流推進協議会事務局編集）および島根大学学生支援課留学生係データより作成。
- 3 『留学生受け入れの概況（平成14年度）』文部科学省 p1より。各年5月1日現在のデータ。
- 4 島根大学学生支援課留学生係データより作成。
- 5 島根大学には平成10年（1998）年4月から、学内措置による留学生センターは設置されている。
- 6 特別コースでは英語による講義・研究指導が行われている。また、鳥取大学大学院連合農学研究科では、留学生によっては、指導が英語で行われることもある。
- 7 業務内容は、次のように定められている。「修学・履修方法等の指導助言に関すること。修学進学相談等の指導助言に関すること。保証人、奨学金、授業料免除、住居当の生活支援及び社会生活上の諸問題に対する相談・指導助言に関すること。学生生活・社会生活について必要な外国語による案内書等の発行に関すること。日本人学生（課外活動、大学祭への参加等）、地域住民及び留学生支援団体等との交流に関すること。日本の産業・文化施設等への見学に関すること。外国人留学生の交流活動の窓口業務に関すること。その他修学上及び生活上の支援活動についての連絡調整に関すること。」

#### 《参考文献》

- 奥村訓代（1998）「本格的な短期留学生受け入れに向けて」『高知大学人文学部・人文科学研究』6，105-124
- 白土悟（1993）「大学における留学生指導体制の構築について」『九州大学比較教育文化研究施設紀要』45，67-83
- 丸井英二（1993）「東京大学留学生の背景と政策的対応」『東京大学留学生センター紀要』3，175-187
- 丸井英二（1994）「留学生指導の理念と機能：サービス、教育、研究」『東京大学留学生センター紀要』4，1-16
- 文部科学省ホームページ 留学生受け入れの概況（平成14年度版）  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/koutou.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/koutou.htm))

資料

## 外国人留学生在籍状況

平成15年10月1日現在

国籍	法学部			教育学部		医学部		総合理工学部			生物資源科学部			鳥取大学 総合農学 研究科	計			国別合計	
	学部学 生	大学院 学生	研究生 等	大学院 学生	研究生 等	大学院 学生	研究生 等	学部学 生	博士後 期課程	博士前 期課程	研究生 等	学部学 生	大学院 学生	研究生 等	博士課 程	学部学 生	大学院学 生		研究生等
中華人民共和国	13	3	5	3	3	6	5	2	4	6	4	9	2	10	22	37	16	75	
バングラデシュ		1				3	1	2	1				1	1	9	0	17	2	19
大韓民国	1		4		1				1	1	1				4	2	6	6	14
インドネシア				1						1	1		1	1	2	0	4	3	7
コロンビア								1	6						0	7	0	7	
ネパール			2						1			1		1	0	3	2	5	
キルギス		1							2						0	3	0	3	
タイ												1			2	0	3	0	3
フランス			3												0	0	3	3	
モンゴル						2				1					0	3	0	3	
アメリカ合衆国			2												0	0	2	2	
スリランカ										2					0	2	0	2	
フィリピン					1							1			0	1	1	2	
ブラジル		1								1					0	1	1	2	
ベトナム			1									1			0	1	1	2	
ペルー						1							1	1	0	2	0	2	
ポーランド									1					1	0	2	0	2	
マレーシア								2							2	0	0	2	
エジプト					1										0	1	0	1	
エチオピア										1					0	1	0	1	
ガーナ														1	0	1	0	1	
ケニア													1		0	1	0	1	
コンゴ民主共和国										1					0	1	0	1	
スロベニア			1												0	0	1	1	
タンザニア														1	0	1	0	1	
パラグアイ					1										0	0	1	1	
ミャンマー												1			0	1	0	1	
メキシコ					1										0	0	1	1	
ヨルダン										1					0	1	0	1	
計	14	5	19	3	8	13	1	8	7	22	8	4	18	4	32	26	100	40	166
総計	38			11		14		45			26			32	166				